

プラスチック資源の再商品化業務委託事業者公募 質問回答書

令和6年4月15日

NO	資料名・頁	質問	回答
1	事業者公募要項 1頁 2(2)	福岡市が収集後、中間処理施設で圧縮・梱包された～と記載がありますが選別を含まない中間処理（圧縮梱包のみ）との認識でよろしいですか。	再商品化施設での選別の有無によって中間処理施設の要件を整理することとしております。選別を再商品化側で実施したほうが、合理的・効果的である場合はその旨ご提案ください。
2	事業者公募要項 1頁 2(2)	再商品化の手法は、マテリアルリサイクルから、将来的にケミカルリサイクルへと移行する可能性があっても問題はないでしょうか。	再商品化等業務委託の履行期間中においては、同一の再商品化手法で継続することを想定しています。
3	事業者公募要項 1頁 2(2)	通常、新しく「法」に基づく「認定ルート」の工場を新規に設立する場合、廃プラの受入はパッカー車を想定することもあります。本事業の場合は、中間処理施設からの圧縮梱包品のみを想定すればよいでしょうか。	中間処理施設からの圧縮梱包品の受入れを想定していますが、施設の位置が、効率的な収集運搬が可能で、またパッカー車からの受入れが可能な場合はその旨ご提案ください。
4	事業者公募要項 1頁 2(2)	現在、想定している圧縮梱包品は年間何t程度であり、最大何t程度までの処理量を想定しておけばよいでしょうか。	委託仕様書(案)に記載している25,000t/年をベースに安全率等を考慮のうえ、ご提案ください。
5	事業者公募要項 1頁 2(2)	現在、想定している容リプラと製品プラの比率はどの程度でしょうか。	委託仕様書(案)2頁の収集計画に記載の通りです。
6	事業者公募要項 1頁 2(3)	契約締結日から3年間とありますが契約締結日とは、再商品化事業が開始される年月日との認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

7	<p>事業者公募要項 1頁 2(3)</p>	<p>再商品化業務委託は再商品化計画の認定が前提の業務である関係上、契約期間が3年間であることは承知しているが、後に公募予定の中間処理の契約期間は何年でお考えなのか。(本公募の評価基準【別表】評価項目2. 処理の合理化において、中間処理側の処理単価(参考値)を示す必要があるため尋ねるもの。)</p>	<p>中間処理の契約期間についても、再商品化業務委託と同様に3年間を想定しております。</p>
8	<p>事業者公募要項 2頁 2(4)</p>	<p>事業開始までの流れにて事業開始が令和8年度以降とございますが、以降とは、いつまでに事業を開始する必要がありますでしょうか。</p>	<p>施設整備等の体制が整い次第、開始したいと考えております。</p>
9	<p>事業者公募要項 2頁 3(2)・(3)</p>	<p>福岡市競争入札参加の停止措置等の有無に関する記載があるが、本公募の参加に際して福岡市競争入札参加資格を保有していることは、必須条件なのか。その場合、臨時申請が可能か或いは全省庁統一資格の資格審査結果通知書等の提出で代用可能か。</p>	<p>福岡市競争入札参加資格の保有は必須条件ではありませんが、記載の規定に該当する者でないことが条件となります。</p>
10	<p>事業者公募要項 3頁 3(8)</p>	<p>本業務と類似の業務を実施しているのは、提案法人とは別の法人であります。その別の法人の株主であり、役員である個人が所属する法人による提案であれば、応募資格を有していると考えてよいでしょうか。</p>	<p>提案法人の実績確認であることから、ご記載の場合、応募資格は満たしていません。グループでの応募のご検討をお願いします。</p>

11	事業者公募要項 3頁 4	中間処理施設（圧縮・梱包）から再商品化施設までの運搬を自社以外へも依頼する場合、これについてもグループ構成員としての共同提案となりますでしょうか。	今回公募する業務内容に含まれておりますので、応募事業者で運搬を実施しない場合は、実施事業者をグループに加え、応募してください。
12	事業者公募要項 4頁 5（3）①6	同類又は類似業務の実績表にて契約書等の提出を求められている。取引先との守秘義務上の観点から、一部抜粋での提出で問題はないか。抜粋が容認頂ける場合には、事業名、事業内容、事業期間、双方の押印欄を抜粋しようと考えているが、その他必要な事項があるか。	環境省「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き」14頁に記載の廃棄物処理の実績があることを証明する内容についてお示してください。
13	事業者公募要項 4頁 5（4）①ア	提案書に添付する工程、フロー図、組織体制等についてですが受入れを予定している工場については建設計画の段階であるため、現有工場で操業している再商品化・中間処理施設フロー、組織体制等でよろしいでしょうか。	受入れを予定している工場における、建設計画の段階でのフロー図等で提案してください。なお、その内容が現有工場と同様なものを計画されるのであれば、現有工場のフロー図等を用いても差し支えありません。
14	事業者公募要項 4頁 5（4）①ア	電子データの提出媒体は指定があるか。 USB、CD-R、電子メール 等	USB、CD-R いずれでも構いませんが、提出された媒体の返却は行いません。また、提出は郵送もしくは持参としているため、電子メールでの提出は認めておりません。

15	事業者公募要項 4頁 5(4)①ア	電子データは、全体にわたって応募事業者名が分からないようにしてください、と記載されている。表紙の事業者名を削除するほか、提案書の中身については紙媒体には社名がある箇所を電子データでは削除する対応で問題ないか。	応募事業者名が分からないように削除等の対応をお願いします。
16	事業者公募要項 4頁 5(4)①ア	提案書のファイル形式の元データはWord またはMicrosoft PowerPointに限るとあるが、添付する補足資料に関して一部Excelを使用しても問題ないか。	補足資料であれば、Excelを使用してもらっても構いません。
17	事業者公募要項 5頁 5(4)①イ	見積書へ記載する再商品化費用内訳におけるプラスチック製容器包装についての再商品化費用については特定事業者が負担(容リ協支払い分)する割合99%を含めた総額の記載との認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。ただし、市負担分と特定事業者負担分がそれぞれ分かるように明示してください。
18	事業者公募要項 5頁 5(4)①イ	中間処理施設(圧縮・梱包)から再商品化施設までの運搬業務も見積書に反映させるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

19	<p>事業者公募要項 4頁 5(4)①イ</p>	<p>見積書に関して、工程毎のコストを提示し、認定計画申請時に活用可能できるよう単価見積書として提出することが望ましいと考えている。</p> <p>しかし、仕様書案にて「数量は見込みであり、実際の搬入量を保証するものではない」「数量と処理実績量の差が大きく、操業に支障が生じる場合等は、両者協議のうえ、対応を定めるものとする」「不適物割合は見込みであり、実際の混入割合を保証するものではない」と記載があることから、単価見積書を作成するに当たっては、搬入量と不適物内訳の変更が生じる可能性がある事に対して懸念がある。</p> <p>上記の理由から、実際の契約形態は発生予定数量を基とした年間契約等が望ましいと考えるが、仕様書には記載がない。契約形態についても、市と受注者が協議する機会が与えられるという認識で問題ないか。</p>	<p>委託仕様書（案）に記載のとおり、見込み（予定）数量を基にした契約を想定しております。</p> <p>また、仕様書に定めがない事項については、市と受注者とで協議し決定することを想定しております。</p>
20	<p>事業者公募要項 5頁 5(4)④</p>	<p>1事業者1提案とし、複数提案は認めないと記載があるが、中間処理の選別度合いによって、再商品化工程での残渣量に大きく差が生じ、再商品化コストにも転じて変動が出る。事業全体の提案は1提案とし、コストに関しては2通り程度提出することは可能か。</p>	<p>コストに関して複数の提案をすることは認めておりません。中間処理から再商品化の一連の過程において、受注者にとって最も合理的・効率的なスキームにてご提案ください。</p>

21	委託仕様書(案) 2頁 4(2)ア②	参考にさせていただくとよろしいですが、不適物の量については実証調査をもとに提示されていると思いますが、過去の経験値では実証実験の数値と実際の日常的な回収において大きく乖離する場合が見受けられます。	お見込みの通り、実証調査をもとに算出しておりますが、本数値をベースにご提案ください。
22	委託仕様書(案) 2頁 4(2)ア②	<p>中間処理（選別）によって発生する分別基準に適合しない不適物（汚れたプラ等の可燃物・他不燃物等）については一般廃棄物として貴市に返却するとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>再商品化事業によって発生する再資源化に向かない不適物については、プラスチック資源循環促進法における認定計画枠組み内において産業廃棄物としての取扱いとなるのか如何でしょうか。</p> <p>不適物の処理に係る見積書への反映が必要となる可能性がありますのでご教示願います。</p>	<p>ご認識の通りです。ただし、清掃工場、資源化センター、埋立場に分けて搬入していただくなど、本市の受入基準を順守して頂く必要があります。</p> <p>また、再商品化計画の枠組み内の処理で発生する不適物等については、すべて産業廃棄物としてお取扱いください。</p>
23	委託仕様書(案) 3頁 4(3)④	<p>再商品化工程において発生する廃プラスチック残渣物については、単純焼却、単純埋立等再資源化に資さない扱いは禁止との認識でよろしいでしょうか。</p> <p>プラスチック資源循環促進法における再商品化計画の認定においても容器包装リサイクル法の基本方針を準用するとの認識にて確認質問となります。</p>	ご認識の通りです。なお、技術評価において、CO ₂ の削減を踏まえた残渣の活用について評価することとしております。

24	その他	<p>年間収集見込量が九州最大の25,000tとなっていますが中間処理（圧縮梱包）・中間処理（選別）・再商品化について複数事業者による分散処理を検討していますか。</p> <p>再商品化手法（材料リサイクル、ケミカルリサイクル等）の選択についての希望はありますか。</p> <p>1事業者1施設で再商品化することは、リスク等を回避するうえで課題が多いことが考えられます。</p>	<p>分散処理に関しては、現状想定しておりませんが、複数事業者による分散処理の提案でも差し支えありません。その場合、公募要項3(8)に定める実績は複数事業者分ご提出ください。</p> <p>また、再商品化手法に関しては、燃料利用を目的とする製品以外への再商品化手法を優先することとしております。</p>
25	その他	<p>再商品化事業者における再商品化の実施については指定法人ルートにおいてはリサイクル協会が管理監督業務に努めておりますが、認定計画においては、貴市が管理監督業務を行うことと思いますが、これについて日常における状況確認、報告帳票類、品質調査、現地調査等を第三者機関等へ管理委託等を行うお考えはございますでしょうか。</p>	<p>管理監督業務の実施手法については、現在検討中です。</p>